日調連発第３９０号
平成２３年２月１日

各土地家屋調査士会長　　殿

日本土地家屋調査士会連合会長

公共嘱託登記土地家屋調査士協会が地籍調査業務を受託することについて

標記の件につきまして、全国公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会会長から、平成２２年１１月２２日付け全公連発第２８０号により当職あて照会があり、当職から、法務省民事局民事第二課長あて照会（平成２３年１月７日付け日調連発第３６３号）していたところ、今般、別添のとおり回答がありましたので、お知らせします。

なお、同協議会会長へはすでに連絡済みであります。

また、貴職におかれましては、この回答の趣旨を踏まえ、各土地家屋調査士会の会員で構成される公共嘱託登記土地家屋調査士協会に対し、地籍調査業務についても参画が得られる努力を行うよう助言していただきたくお願いいたします。

法務省民二第２４５号
平成２３年１月３１日

日本土地家屋調査士会連合会
会　長　　松　岡　直　武　殿

法務省民事局民事第二課長　小　出　邦　夫

公共嘱託登記土地家屋調査士協会が地籍調査業務を受託することについて(回答)

本年１月７日付け日調連発第３６３号により照会（以下「照会」といいます。）のありました標記の件について，下記のとおり回答します。

なお，土地家屋調査士法（以下「法」といいます。）第６８条第２項では，公共嘱託登記土地家屋調査士協会（以下「協会」といいます。）は，その業務の範囲を超えて，法第６４条第１項に規定する事務を行うことを業とすることができないとされていることから，協会が国土調査法第２条第１項第３号の地籍調査の実施に関する業務（以下「地籍調査業務」といいます。）を受託することの可否について疑義を生じたことが，今回の照会の趣旨であると理解し，それを前提として回答します。

記

法第６８条第２項において協会が行うことが禁じられているのは，官公署等に該当しない団体から，法第３条第１項第１号から第３号までに掲げる事務等（不動産の表示に関する登記の申請手続についての代理すること等）を業として受託することであり，地籍調査業務を受託することは，これには該当しないものと考えます。

他方，法第６３条において，協会は，社員である土地家屋調査士及び土地家屋調査士法人がその専門的能力を結合して官公署等による不動産の表示に関する登記に必要な調査若しくは測量又はその登記の嘱託若しくは申請の適正かつ迅速な実施に寄与することを目的とするとされています。地籍調査は，官公署等による不動産の表示に関する登記の申請等の適正かつ迅速な実施に寄与するものであることはいうまでもなく，協会の目的に合致しているものと考えます。

以上からすれば，協会が地籍調査業務を受託することについては，法上，何ら支障がないものと考えます（具体的にどの団体に地籍調査業務を委託するかについては，地籍調査事業の目的等を考慮して，地籍調査の実施主体である市町村等が，発注の方法を含めて最終的に判断することになります。）。

なお，照会中において，土地家屋調査士法施行令（以下「令」といいます。）第４条

第２号が法第６３条第１項の政令で定める公共の利益となる事業を行う者として国土調査法第２条第１項第３号の規定による地籍調査を行う団体を挙げていることをもって，法第６４条第１項において定める協会の業務に地籍調査が含まれるものとの解釈が示されています。しかし，令第４条は，協会が依頼を受けることが可能な「官公署等」に含まれる団体を規定しているのであって，この規定によって直ちに法第６４条第１項の業務の範囲が定まるものではありませんので，この点，念のため申し添えます。

日調連発第３６３号
平成２３年１月７日

法務省民事局
民事第二課長　小　出　邦　夫　　殿

日本土地家屋調査士会連合会
会　長　　松　岡　直　武

公共嘱託登記土地家屋調査士協会が地籍調査業務を受託することについて

全国公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会から、当連合会に対し、平成２２年１１月２２日付文書（別紙）により、土地家屋調査士法第６３条の公共嘱託登記土地家屋調査士協会（以下「公嘱協会」という。）が、国土調査法による地籍調査業務を受託することについて、疑義があるとして、照会を受けました。

ところで、地籍調査業務については、第６次国土調査１０箇年計画の実施に向けた、国土審議会に設置されている「国土調査のあり方検討小委員会」が、平成２１年８月３０日に取りまとめた報告書並びに国土調査促進特別措置法及び国土調査法の一部改正に関し、平成２２年３月に開催された衆・参国土交通委員会の審議において、繰り返し、土地家屋調査士を積極的に活用するよう求めた発言と政府答弁がなされております。

このこと及び公嘱協会のこれまでの業務実績等から、当連合会としては、公嘱協会は、地籍調査業務を受託し、業務を遂行する能力等についても十分であるものと受け止めており、公嘱協会が、この業務の受け皿としてもっとも相応しい組織であると考えておりますが、土地家屋調査士法上公嘱協会が当該業務を行うことができるか若干の疑義がありますので、そのことの可否について何分のご指導をいただきたくお願い申し上げます。

別紙

全公連発第２８０号
平成２２年１１月２２日

日本土地家屋調査士会連合会
会　長　　松　岡　直　武　殿

全国公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会
会　長　　鈴　木　洋　美

調査士協会が地籍調査業務を受託することについて（照会）

平素は、当連絡協議会の運営につきまして格別のご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、公共嘱託登記土地家屋調査士協会（以下「調査士協会」という。）が取り扱う業務に、国土調査法に第２条第１項第３号に定める地籍調査業務が含まれていると解しておりますが、いささか疑義がありますので、貴職のご見解を賜りたくお伺いいたします。

なお、当方及び顧問弁護士の見解を参考までに別紙にて送付いたします。

別紙

（全公連としての見解）

調査士協会が取り扱う業務は土地家屋調査士法（以下「調査士法」という。）第64 条第1項に「協会は、第63 条第1 項に規定する目的を達成するため、官公署等の依頼を受けて、…中略…掲げる事務を行うことをその業務とする。」とされ、調査士法第63 条第1 項で「…省略…公共の利益となる事業を行う者（以下「官公署等」という。）による不動産の表示に関する登記に必要な調査若しくは測量…以下省略。」とされています。

土地家屋調査士法施行令（以下「施行令」という。）第4 条では、調査士法第63 条第1項の政令で定める公共の利益となる事業を行う者が定められており、施行令第4 条第2 号に「国土調査法第2 条第1 項第3 号による地籍調査」と規定されています。

以上のことから、調査士協会が取り扱う調査士法第64 条第1 項において定める業務に官公署等の依頼を受けた国土調査法第2 条第1 項第3 号による地籍調査は含まれており、調査士協会として受託し業務処理することは適法であると解しております。

（顧問弁護士の見解）

土地家屋調査士法施行令第4 条は、直接には、調査士協会に対する発注者となり得る「公共の利益となる事業」の主体を定めるものであるが、同条第2 号をみると、国土調査法による地籍調査には、調査士協会が受託できる業務が含まれていることを前提としていると理解できる。

そして、国土調査法で「地籍調査」とは、「毎筆の土地について、その所有者、地番及び地目の調査並びに境界及び地積に関する測量を行い、その結果を地図及び簿冊に作成すること」であるが（同法第2 条第5 項）、この業務が、調査士協会の受託できる調査士法第3 条第1 項第1～3 号、第6 号の業務に含まれているか、実質的にそれらと同じものであれば、調査士協会は地籍調査をすべて受託することができる。

以上